

茨城県妊娠等相談支援事業業務の委託に係る説明書

この説明書は、茨城県妊娠等相談支援事業業務に係る公募型プロポーザルの執行及び契約の締結について、プロポーザルを提出する者（以下「提出者」という。）及び受託者が留意すべき事項を定めたものであり、提出者は、次の事項を熟知のうえ、プロポーザルを提出してください。

1 募集する企画提案に係る業務の概要

(1) 業務名

茨城県妊娠等相談支援事業業務

(2) 事業の目的

妊娠等に関する専門相談窓口（電話・電子メール）を開設し、予期せぬ妊娠や若年・未婚の妊娠、出産後の育児等の妊娠・出産に関する悩みを持つ妊婦やその夫等が適時に相談できる体制を整備する。

また、父親になる準備やパートナーへの寄り添い方など男性向けの妊娠・出産に関する情報や、育児中の男性のブログ「プレパパ・パパ応援団ブログ」をホームページに掲載することで、男性の育児参加を促進する。

2 委託する業務の内容

別添「茨城県妊娠等相談支援事業業務委託仕様書」のとおり

3 委託期間

平成31年（2019年）4月1日から平成32年（2020年）3月31日まで

4 委託費上限額

4,138,000円（うち消費税及び地方消費税306,518円）

5 応募資格

次の要件をすべて満たす法人又は団体であること。

- (1) 茨城県内に事業所があること。
- (2) 宗教的活動または政治的活動を主たる目的としていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号までに規定する者でないこと。
- (5) 個人情報適切に管理する能力・体制を有すること。
- (6) 公序良俗に反する活動を行っていないこと。

6 応募書類

- (1) 応募申請書（様式1）
- (2) 応募資格の要件をすべて満たす旨の宣誓書（様式2）
- (3) 法人等の概要書（様式3）
- (4) 企画提案書（様式任意:サイズはA4版とし、以下の事項について記載すること）

ア 業務の基本方針

妊娠等専門相談窓口業務、プレパパ・パパ応援情報発信業務それぞれに記載すること。

イ 業務の実施内容

①妊娠等専門相談

「すこやか妊娠ほっとライン」（電話・電子メール）

- ・開設場所及び開設日・時間
- ・相談対応者（履歴書・資格の有無を記載）
- ・普及啓発の方法
- ・相談者の資質向上のための取り組み

②プレパパ・パパ応援情報発信

- ・ブログのライター
- ・投稿方法
- ・普及啓発の方法
- ・ライターの資質向上のための取り組み

- (5) 業務の進行予定表（様式任意）

- (6) 事業見積書（様式任意）

ア 積算の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

イ 消費税及び地方消費税の額がわかるように記載すること。

ウ 講師に係る謝金は別紙「社会福祉研修講師謝礼基準」の額を参考にすること。

- (7) 提出部数

上記（1）～（3）を1部

上記（4）～（6）を7部

- (8) 留意事項

ア 企画書の作成及び提出に関する一切の費用は提案者の負担とします。

イ 提出された企画書等の書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできません。
また、返却も行いません。

ウ 虚偽の記載をした企画書等の書類は無効とします。

エ 応募申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式4）を提出してください。

オ 提出された企画提案書が採用された場合、その使用権等の一切の権利は茨城県に帰属するものとします。

カ 企画提案の審査は、提出された内容に基づき行いますが、採用決定後、企画内容・経費をそのまま委託するとは限りません。

7 応募の手続き及び選定方法等

(1) 問い合わせ先及び応募書類の提出先

茨城県保健福祉部子ども政策局少子化対策課

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

電話 029-301-3257

FAX 029-301-3264

E-Mail shoutail@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 応募に関する質問

ア 受付期限

平成31年3月7日（木）午後5時まで

イ 質問様式（様式5）

以下の項目を明記してください。

- ・法人等の名称、部署名、氏名、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレス
- ・質問の表題、内容

ウ 送付方法

電子メール、ファックスのいずれかの方法により、7（1）の問い合わせ先まで送付してください。

また、送付後、電話により届いていることを確認してください。

質問ごとに随時、質問者に対し、電子メール又はファックスにより回答します。

なお、企画提案書等の審査に係る質問には回答できません。

(3) 応募期限

平成31年3月12日（火）午後5時を期限とします。期限までの平日午前9時から午後5時までに持参、又は郵送（必着）により提出してください。

(4) スケジュール（予定）

募集開始	平成31年3月1日（金）
質問票提出期限	平成31年3月7日（木）
応募書類提出期限	平成31年3月12日（火）必着
審査結果通知	平成31年3月19日（火）以降（予定）
契約締結	平成31年4月1日（月）

(5) 選考について

別途設置する「茨城県妊娠等相談支援事業選定委員会」において、審査基準表（別表）により総合的に審査を行います。

なお、審査は書面にて行うこととし、審査結果は書面にて提案者全員に通知します。

8 委託候補者の選定後の手続き等

(1) 契約手続き

県は、茨城県財務規則（平成5年3月31日茨城県規則第15号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結するものとします。

(2) 契約保障金

当該業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納

付しなければなりません。ただし、茨城県財務規則（平成5年3月31日茨城県規則第15号）第138条第2項各号に該当する場合は納付を免除します。

(3) 委託料の支払い

ア 委託料の支払いは、業務終了後に提出される報告書に基づき、契約内容を確実に履行していることを確認した上で支払います。

イ 本業務を実施するにあたり必要がある場合は、受託者の請求により契約金額の80パーセント以内の額を概算払いすることができます。

(4) 再委託の制限

受託者は、委託事業の全部を再委託することはできません。委託事業の一部を再委託する場合は、あらかじめ県の承認を受ける必要があります。

(5) 守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

9 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語、通貨は、日本語、日本円としてください。

(2) 応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。なお、提出された書類は返却いたしません。

(3) 委託契約の締結にあたっては、地方自治法や茨城県財務規則をはじめとする諸規定が適用されます。

(別表)

審査基準票

項目	評価事項
① 実施体制	・業務に必要な組織力, 人員, 技術を有しているか。
② 相談場所の環境	・静穏な環境が確保できているか。
③ 情報管理	・情報セキュリティに配慮しているか。
④ 相談対応力	・若年妊娠, 悩みを持つ妊婦やその夫等, 相談者の様々な特性に応じて適切な相談対応ができるか。
⑤ 情報発信力	・男性の育児参加を促進できるような情報を発信できるか。
⑥ 経費	・見積額は委託概算額の上限額内かつ算定根拠は明確に示され, 妥当な内容となっているか。

社会福祉研修講師謝礼基準（1時間あたり）

1 講師謝礼 （平成25年4月1日から適用）

講師区分		3時間以内	3時間超
大学、短大、各種学校	教授	12,000円	10,000円
	准教授、専任講師	11,000円	9,000円
	非常勤講師	7,000円	
社会福祉施設	施設長	7,000円	
	その他職員	5,000円	
医療機関	医師	13,000円	
	看護師	5,000円	
国家公務員		—	
茨城県職員		—	
自治体の長（県内・県外）		20,000円	
県内市町村職員		—	
県外自治体職員		10,000円	

2 助言者
講師基準の1/2の額とする。

3 旅費
旅費支給にかかる等級格付けは全て7級とする。ただし県外の自治体特別職・国家公務員の課長級以上については9級とする。

4 基準額
基準額は1時間当たりの単価とし、依頼講義時間に30分の端数がつく場合、その時間については基準額の1/2（千円未満は切り上げる）を謝礼額とする。